

公共施設等あり方特別委員会会議録

平成21年8月19日(水)

(開会) 10:00

(閉会) 12:14

委員長

ただいまから公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。

「公共施設のあり方について」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

行財政改革推進室主幹

お手元に6月8日の本特別委員会で資料要求がありました「市立小・中学校通学区と自治会等一覧」を提出いたしております。なお、内容の説明は省略させていただきます。

次に、内部検討委員会における現時点までの検討・協議状況についてご報告いたします。

最初に「公有財産有効利活用検討委員会」でございますが、庄内地区に設置されている公共施設等について、庄内支所周辺施設への集約の是非について検討・協議を行うとともに自治会等が地縁団体を申請・認可する際の手続き支援のあり方などについて検討・協議を行っております。今後は、譲渡、移譲、貸付け、貸与の条件設定、選定方法の検討・協議を行いながら、その基本的な考え方をまとめていきたいと考えております。

次に「使用料等受益者負担検討委員会」でございますが、全ての公の施設等において、使用料等の算定基礎となる「行政コスト計算書」を8月までに作成する予定でございます。今後は、種別施設ごとの受益者負担割合、使用料等の減額・免除の基準などについて検討・協議を行う予定でございます。

次に「学校再編整備、複合化・多機能化等検討委員会」でございますが、穎田小・中学校の一貫校設置、また、地区内の他の公共施設との複合化・多機能化などについて検討・協議を行うとともに小・中一貫教育の先進地視察等を行っております。

次に「PFI導入検討委員会」でございますが、先進地におけるPFI導入施設の調査・研究などを行っております。なお、今月27日に職員を対象に「PFI研修会」を開催する予定でございます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、全般に関する質疑を許します。

暫時休憩いたします。

休憩 10:05

再開 10:05

委員会を再開いたします。

初めに、質疑通告されております八児委員の質疑を許します。

八児委員

早速ですけど、質疑通告を1件させていただいておりますのでよろしくお願い申し上げます。

43ページです。図書館について、穂波の図書館でございますけども、穂波図書館の検討についてですね、今されておると思います。それで最初に、ボランティア団体との話し合いをされていると思いますけど、どのような状況で、どのような形で、どういう団体とお話されているのか、少しその辺についてご説明いただけたらと思います。

生涯学習課長

穂波図書館の方向性についてでございますが、本年度現在までに3回ほどボランティア団体との意見交換を行いました。方向性を見出すまでには至っておりません。今後も利用者やボ

ランティア団体の意見を聞いて、年度内には穂波図書館の方向性を出したいと考えております。

また、どういう団体とということなんですが、現在お話をさせていただいている団体については、穂波図書館を中心に活動されているボランティア団体6団体と現在意見交換というか、お話を聞かせていただいております。

八児委員

それではボランティア団体さんがどのような意見を持っておられるのか、その辺について少しご説明していただけますか。

生涯学習課長

現在ある図書館機能が失われることのないような活用方法を願っておられます。活用方法については反対されております。しかし全市的な活用については賛同されており、例えば穂波図書館については立地条件がいいということで、親子連れにとっては非常に使い勝手がいいし、比較的児童図書も多いことから、子ども図書館的な機能を持った、図書館施設として活用することについても、今後検討課題としてお話ししていこうということで、そういうことも含めて現在いろいろなお話をさせていただいております。

八児委員

ボランティア団体さんのところを見に行かせていただいておりますけども、一所懸命にやっただいております、狭いスペースの中で。また年末にはフェスティバルとかいう形で11月なり12月に行われております。本当ににぎやかしくいろんな方々が子どもさん連れで、親子連れでお見えになっておると。また1ヶ月に1回とか2ヶ月に1回とか、しっかり活動されてあるところが見受けられるわけですね。穂波の図書館が、いま課長が言われましたけども、利便性がよくですね、合併によりまして穂波の図書館の利用性が非常に高まって、周辺の旧飯塚市、菰田、潤野、そういう周辺からもたくさんおいでになっておると。そのような状況と聞いております。しっかりそこらへんの取り組みについてはしっかりと意見を聞いていただきたいと思っております。

私がこのことに関わるときにいろいろなお話を聞いたときに、実は楽市小学校が近所にあります。帰り道に小学生等が図書館にたくさん寄ってるわけですね。その点に何らか調べられたことがありますか。

生涯学習課長

子どもさん、特に親子連れの子どものさんの利用が多いというのは聞いておりますが、いま委員さんが言われたようなことはいま初めて聞きました。

八児委員

それでは、利用者のかたのご意見とか、そのへんについて少しお聞きになっておられるかどうか、その点についてお答え願いたいと思います。

生涯学習課長

現在利用者というか、穂波図書館を中心に活動されておりますボランティア団体のかたの意見については3回ほど意見交換会を持ったんですが、それ以外の利用者とは現在のところ意見交換会等を持っていません。今後はボランティア団体のほかにも図書館を利用されているかた、地域のかたにもいろいろなお話を聞きながら、方向性を探っていきたいと考えております。

八児委員

穂波図書館につきましては本当に市民の皆さん方がしっかりと利用していただいております。小さいスペースでどうしても少ないと。私は穂波の出身ですので何でかなとつくづく思う状況にあるわけですが、それでも今合併しましたことにより、必要な図書は即そこで注文すれば2、3日中に届くとか、そういうようなシステムはきちんとできております。蔵書の数は多少は関係ないと、そういうような合併効果が生まれているのではないかとそのように思っております。そして皆さん方ですね、本をたくさん読んでいただいて、利用者のかたが何冊も借り

て帰っておられると。土曜、日曜もしっかり来ていただいております。そのような状況を私は目の当りにしております。そういうことで穂波の図書館についての利用が高いということを知っていただいて、この図書館の存在意義がしっかりあるのではないかとそのように思っておりますので、その点を頭に入れて検討をやっていただきたいと。基本的には存続をしっかりとやっていただきたいとそのように最終的にはご要望させていただいて、この項の質問については終わります。

委員長

次に質疑事項一覧表以外の質疑を許します。

瀬戸委員

先ほど報告にございました各種検討委員会ですか、いくつかございましたが、説明を受けましたが耳に残っておりません。書類にしてですね、これからの各検討委員会の予定表なり進捗状況の予定ですか、が分かるような書類を出していただければと思います。資料を要求します。

委員長のお取り計らいをお願いいたします。

委員長

執行部におたずねいたします。ただ今瀬戸委員から要求のっております資料は提出できますか。

行財政改革推進室主幹

4つの検討委員会の開催状況につきましては資料を提出させていただきたいと思っております。ちょっと時間がかかりますので、今準備させておりますので、少し時間をいただきたいと思います。また今後の予定につきましてはまだ作成しておりませんので、よろしく願いいたします。

委員長

おたずねいたしますが、それは今日出せるということですか。（出せるとの声あり）

おはかりいたします。ただ今瀬戸委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。他に質疑はありませんか。

川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。関連がありますので、先ほど質疑のありました図書館についておたずねをします。

先ほどの答弁を聞いておりますと、第1問ですが、子ども図書館への特化を選択肢に入れるということのようですね。それであなた方が考えている子ども図書館というのは、図書館法に基づく図書館を考えているんですか。

生涯学習課長

子ども図書館というはっきりした図書館という考えではございません。フリースペースをつくって、その周りに児童図書置いて、親子連れの子どもさんたちが自由に読み聞かせたり、紙芝居などができるような図書館的なものを想定しながら、今ボランティア団体のかたと話をしている段階でございまして、それをつくるとかつくらないとかいう話までには至っておりません。

川上委員

今の答弁を聞きますと、図書館法に基づく図書館はイメージしていないと。いみじくも図書館的なものと言われたわけですね。ということは、市の条例から穂波図書館を廃止して、削除して、公民館図書室にするということと基本的には変わりのない発想だと思うんですね。私はそれは承服しかねるということを指摘しておきたいとおもいます。

それから先ほど聞いておりますと、ボランティア団体の方々と、6月1日も含むんでしょ

けども、3回話をしたというか、話を聞いたということでしょう。方向性を見いだすに至らずと。それで年度内を目指すというふうに言われました。ということはですね、前回のこの質疑をしたときに、話が早く進めば本年の12月に廃止条例を出すことも考えられますというふうに言われていました。先ほどの答弁の関係でいいますと、12月議会には穂波図書館の廃止条例は出せない、出さないということになりますが、そういうことですか。

生涯学習課長

現時点では、その穂波図書館の方向性については、先ほども言いました子ども図書館的な図書館というか、いろんな選択肢を探りながら、ボランティア団体とのお話をさせていただいているところでございます。また今後その他の利用者の方とかいろいろな方とお話させていただく中で、もし方向性が早急に決まるようなことがあれば、12月議会に何らかの方向性を示せるんじゃないかなと思っております。

川上委員

じゃあ、基本的にあなた方のスタンスは変わっていない。言葉が公民館図書室にするということが、子ども図書館、図書館的なものというふうに変っただけですね。穂波図書館は廃止し、そして場合によっては12月という線も考えておると、だからスケジュールは変わらないということになりますが、そういうことで確認してよろしいですか。

生涯学習課長

先ほども申しましたように、現時点ではその方向性については今のところ決まっておりませんし、この方向性についてはいろいろな選択肢を探っているところで、今回ありましたのはその中の1つ2つというような形になっております。今からも多くの方とお話させていただいた中でよりよい選択肢を見つけていきたいというふうに考えております。

川上委員

はっきり言いますが、6つの団体の多くの方々は図書館法に基づく図書館として存続してもらいたいということなんですね。議会もそれに同意する請願を全会一致で採択しているわけです。しかしあなた方はあくまでもこの実施計画に基づいて、図書館としては廃止すると。その時期までもう12月という線もイメージからは外さないという状況のようです。それは確認しておきたいと思えます。

続いてよろしいですか。地方卸売市場についておたずねいたします。

譲渡先についてですね、現在の卸売会社の単独か、あるいは複数共同した所というようなことを考えておられるようです。そのうち、新筑豊青果についてですが、新筑豊青果に市は出資しています。出資している理由をこの間聞いておりませんでしたので、今日改めておたずねをします。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:20

再 開 10:42

委員会を再開いたします。

農林課長

昭和45年に飯塚青果として区域内の2社、飯塚青果、飯塚中央青果、4市場、飯塚青果南市場、片島青果市場、中央青果市場、丸炭市場を統合し、飯塚青果株式会社が卸売会社として発足したわけですが、この折にそれぞれの株式会社において株が多数分散といいますが、多くのかたが所有されていたという経緯がございます。その折に、1つの卸売会社発足にあたり、株式のそのままで行くかとかいういろいろな話があったというふうにお伺いしております。その折に多くの株の統合といいますが、調整のためにその株式を調整するために飯塚市のほうに出資の要請があったというふうになっております。

川上委員

その株式の調整というのはどういう意味ですか。

農林課長

昭和45年以前は卸売会社の株を仲買人さんと申しますか、買受人さんが株式を多く持っておられたという経緯があったそうでございます。歴代の社長も買受人組合から出られたという経緯があったそうでございますが、統合しましたときに市場価格が買受人主導となりがちになるのではないかという検討がなされ、生産者、消費者の立場を深め、公平な相場づくりという観点から、買受人組合から株を買い取っていった経緯と、もう1つは合併にあたり株を手放したいという方がおられたと。そのときにそういった関係から市にも要請があって、株式を出資し購入したということでございます。

川上委員

今回の民間譲渡の検討にあたってですね、その株を市として売却するというものを検討しておられますか。

農林課長

現段階においてはまだそこまでの話の検討はいたしておりません。

川上委員

検討しているんじゃないですか。そういう説明を関係者にはしてはいませんか。

農林課長

検討の段階はいたしておりませんが、筑豊青果さんから株を譲ってもらえるかという、公式ではございませんが、そういうお話をいただいたことはございます。

川上委員

ところで、この間ですね、当委員会に対するあなた方の説明や答弁では、福岡県が譲渡にあたって譲渡先については現在の卸売会社だけが対象だというふうに言ったと、指導を受けているということだったんだけど、福岡県がそのように指導する法的根拠が何であるかについて、この場で改めてお聞きしたいと思います。

農林課長

法的根拠が正式にそれでないとかだめということではございませんが、あくまでも許認可権は県のほうが持っているわけでございますので、現卸売会社であれば問題なく移譲ができるということでございます。

川上委員

要するに福岡県は法に基づかない指導を飯塚市に対してしておるといふことなんじゃないですか、どうですか部長。

農林課長

指導ということではございません。市のほうからの問い合わせに対しまして、現卸売会社であれば問題はないという県のほうからの回答でございます。

川上委員

この新筑豊青果、およびその他の卸売会社でなくとも、民間譲渡先としては法上は認められてるんでしょ。

農林課長

他の卸売会社がだめという法的根拠はないと思っております。

川上委員

じゃあ、福岡県はなぜ現在の新筑豊青果、およびその他との共同の会社にしか渡さないというふうに言ったんでしょうか。

農林課長

以前もご答弁、ご説明申し上げましたが、県のほうと民間移譲につきましてお話する段階で、

スムーズに問題なく民間移譲ができるのは、現卸売会社、飯塚市場でございましたら花市場さん、筑豊青果さん、県央の魚市場さん、3社であればそのまま何も問題なく許可はできると。それともう1つは、3社で共同設置した会社であれば問題ないだろうという回答でございました。

川上委員

あの、部長、答弁になっていないでしょう。質問に答えられてない。部長で答弁できますか。
経済部長

ただ今農林課長がお答えをいたしておりますとおり、福岡県におきまして、福岡県の卸売市場の整備計画というものを県は定めております。この整備計画によりまして、いわゆる食の流通安全の施策が十分に講じられる適正な卸売市場の配置、方針等々が定められておりまして、現在飯塚の卸売市場につきましては3卸売会社が問題なく運営をなされていることから、民間移譲をするにあたっては、現在問題なく運営をされているその卸売会社が望ましいという判断を示しているものであります。

川上委員

問題なく運営がなされているのに、あなたがたは民間譲渡をするわけですね。変でしょ。それでね、この間この委員会では、民間譲渡すればそれはもう民間会社だから、その会社が様々な出資を募ってね、例えば今後大手流通業者などが出資することになるんじゃないかと。そうということによって、場合によって移転とかね、いうことにもなりかねないんじゃないかと指摘しましたけど、いま新筑豊青果が飯塚市の株を買い取りたいというふうに言ってきたそうですけども、そういうことも含めると、私が指摘した可能性というのは大きくなってんじゃないですか。

農林課長

これからの出資、株式会社の出資というご質問でございますが、現在でも開設権を移譲しておりませんが、3社でございますがそれぞれの株式はそれぞれの方が出資されて株式を持たれておりますし、開設権も県の許認可でございますが、卸売会社としての許認可も県のほうにありますので、十分な出資の変更とかいうのは県のほうに決算書なりを届けられて、そういった形で今後も協議がなされていくというふうに思っております。

川上委員

それは以前の答弁と同じですね、自分たちは知らない。民間会社と福岡県の間のことだということ言ってるわけですよ。ひどい話なんですよ。それで実は、あなた方が当委員会で5月12日に提出した資料で、あなた方が福岡県園芸振興課シマムラミチコさん、担当事務主査と書いてますね。協議打ち合わせをしています。去年の9月17日にあった、それを5月に資料要求で出してくれたんですね。計画素案に対する意見等という事柄でしょ。(1)の1、経済部長、ちょっと読んでみてください。

経済部長

(1)の1であります。流通の円滑化を図るといふ法の目的を達成するためにも、移譲時において現状のまま運営を存続することという記載であります。

川上委員

市長、聞かれたでしょう。移譲時において、移譲するときに現状のまま運営を存続することということではないんですよ。だからこの運営の形、民間会社ですからもうどうなるかわからないというのが現実なんです。だから振り返って見てみると、この民間譲渡の話はですね、法律に基づかないで現在の新筑豊青果などを特別扱いをするように県が実施指導し、そしてその民間会社は新筑豊青果なり、あるいは合併して合同してつくられる新しい会社は移譲時においてはそのまま現状のままということになるけれども、その先についてはどうなるかわからない。それをあなた方は百も承知なんですよ。それを指摘されると、それは民間会社と県との間の

ことだと。県が整備計画を持っているから何とかするだろうと。これはどういうことかという
と、市民の食の安全だとか、安心だとかいうことの公的責任からね、撤退しますと。県と民間
の論に任せてしまうということ言ってるわけです。新筑豊青果について言えば、この間いく
つも指摘したけれども、堀池その他にいくつも子会社を持っているところで経営的に安定して
いるかとあなた方は言うけれども、私は経営的に必ずしも安定しているとは思えない、いくつ
かの指標を見てみると。7月22日に社長さんともお会いすることがあったけども。それで私
はですね、あまりに無謀ではないかと。いま日米FTA問題などありますけども、これは国の
大きいレベルの問題です。これは共産党は反対です。同じようなことがね、飯塚市でね、食の
安全とか安心の確保とかいうことについてね、責任を放棄しようとしている。重大なことだ
と思うんですけど。市長、この際ですね、私は市長の責任でこういう市民に対する影響の大きい
問題については、実施計画をつくっているんだけど再検討するというふうに決断されませんか、
どうですか。

経済部長

ご指摘の、食の安全というご指摘もございましたが、現在飯塚の卸売市場につきましてはそ
うした食品の流通について、安全に流通がなされているというふうに市としては判断をいたし
ております。これが今回の移譲につきましては従前の委員会でもご説明しましたように、開設
権を民間に移譲するということでありまして、この開設権の移譲に伴って、卸売会社の運営が
180度変わるとかですね、運営内容が非常に大きく様変わりをするということはないという
ふうに判断をいたしておりますので、そうしたご指摘の部分について、市としては現在示して
おります案に沿いながら、関係者との協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

川上委員

市長、あなたの経済部長はですね、関係の方々との協議の過程で、もう実施計画はできてい
るんだと。そしてもう2月までにはやらなくちゃならないということをしやべっているかもし
れないんです。それで市長が食品にずっと長年携わってこられた方ですから、飯塚市民のと私
は言いましたけど、この地域住民全体の安心安全な食料ということについて、まあ食料だけ
ではありませんけれども、重大な問題があるということについてはお分かりと思うんですよ。市
長の責任で何だかよく分からないペールをめぐってですね、何が一体起こっているのか調べて
いただけませんか。答弁を求めます。

市長

今の1番に関してだけじゃないんですけれども、食ということを考えたときに、地産地消含
め、まあ民間というのは何もかにもそういうマイナス要因ではないわけでもございまして、特に
食品というのは一度失敗すればその企業は命取りになるというのが民間でありますし、公の場
合は失敗したときに命取りになるかならないかは私は分からないんですけども、民間でそうい
うことをもしやったということになればですね、非常に私はその企業は大打撃を受けると思
うんですね。だから民間イコール悪いということではなくて、今質問者が言われたように、今や
ってることをもう一回中身をしっかり見ながら、ひも解いてみませんかということ言われま
したので、もう一度中身を見ながら、そういう市民に迷惑のかかるような、またこの地域の農
業経営等々協力してできないかと、いろいろなこれからの食に関する課題としてはあるわけ
ですから、そういうことも含めながら私はこの市場に関しては検討していきたいと思ってお
りますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

原田委員

今の卸売市場に関して、関連ですけれども、これはもともと今から9年くらい前に、田川の
ほう、それから直方でしたっけ、合併してますよね。その時に、江頭市長いわく、市が責任を

持ってきちんとやっていきますということを述べられたそうです。「大筑豊市の台所」という表現をされたと聞き及んでおります。それが、9年たちまして、大筑豊市どころか今度は民間にというのは、やはり、関連の、ここでお働きになってる方については、直方から、また田川から飯塚に来られてるわけですよ。そういったものがやっとこの頃馴染んできたというこの時期に、市として民間に移譲するというのは、私はちょっと乱暴ではなからうかなと、このように思うわけです。こういった感情的なもの、それから生活基盤がそれぞれあるわけですので、この辺についてはどのようなお考えをお持ちなのか、お尋ねをしたいと思います。

農林課長

現在、各買受人組合さん、仲買人さんとお話しをさせていただいております。その中でもそういった「官から民へ」の不安があるという方もおられますし、以前は完全な、田川市でもそうでしたが、完全な民営化されたもので、合併に伴って飯塚市に來られましたので公設という形になっております。全国的な例を見ますと、全国的に様々な卸売市場がございます。公設民営もあります。全国的に見ますと1割程度が公設で、残りの9割程度が民間でございます。福岡県内で申しますと、四十数市場ございますが、3市場だけが公設でございます。そこら辺の、飯塚に田川・直方のほうからこちらに統合したというのは、やはり、県の整備計画に基づきまして統合したわけでございますし、ここの飯塚市場をつくるにあたりましては、飯塚市としての発展、並びに多くの関係者の方々のご努力で今日まで来ているわけでございます。どうしても官から民への不安ということが言われる方もおられますが、現在、市が持っているのは、あくまでも開設の権利だけでございますし、卸売会社はそれぞれ民間でございまして、その経営に市は、開設権は持っておりまして注意深く見ているわけでございますが、どういう経営をなささい、どういう資金繰りをなささいという権利はありません。そこら辺の指導も、やはり卸売会社を認可している県のほうの指導はできる可能性はあるわけでございます。極端に申しますと、公設だから卸売会社が大きくなる、民間だからつぶれるというわけではございません。それぞれは、卸売会社は民間の株式会社でございますので、その経営によっていろんな状況が出てくると思いますが、そこら辺のことにつきましては十分今後も話しをしながら、進めさせていただきたいと考えております。

原田委員

それぞれの民間企業ということで、そのグループということですよ。その経営に対して云々ということはおわかりですが、それでは市としては、この公設ということに対してどのような責任をお持ちなのか、どのように考えてあるのかお尋ねします。

農林課長

市としましては、せっきく県の整備計画が飯塚の地ということで認められたわけでございます。例えばこの地で認められないとしますと、現在は田川かもしれませんし、直方にあるかもしれません。せっきく飯塚市内の地区に市場として、筑豊一円の市場がありますので、この関係者並びに農家とか小売の方がおられますので、そういう方々の発展に寄与していると思いますので、そういった関係を通じまして周辺、並びに商工会とか、そういうことを含めまして中で市の発展に大きく今日まで寄与してきたというのは間違いのないというふうに考えておりますので、今後も周辺のもの、市場周辺の整備とかも取り組んできておりましたので、そこら辺も含めまして、今後とも飯塚市場につきましては様々な面から関わっていきたいというふうに考えています。

原田委員

明確などういう責任を感じてあるのかという件に関しましては、非常に今、わかりづらかったんです。いわゆる、筑豊全体の流通の拠点になってるわけですよ。田川からでも直方からでも、他市から流通が行われているわけです。そういった拠点に対して、こういった公設というのは相場を決定する場所でもあろうかと思えます。やはり一番重要な部分です。こういった

ことで市場が乱れないようにとか、要するにそれが市民生活にたちまち影響が及ぶわけでしょう。そういったことも踏まえて私は、責任を十分に認識しておりますと、そういうご答弁が頂けるのかなと思ってたんです。ところが今お聞きしますと、周辺整備だとか、そういったことをおっしゃった。本質は、私は違うのではないかと。安定した流通、それを望むがために公設として、市としてそこに責任を持つというのが、今の正しい答弁じゃないですか。いかがでしょう。

農林課長

言われますとおりでございます、適正な流通、食の安全とか価格の安定のための卸売市場でございます、質問者が言われますとおりというふうに認識を持っております。

原田委員

そういたしますと、日付はちょっと記憶にございませんけれども、民間に移行したところで産地偽装の問題が出てきたんですね。やはり、食の安全ということが、先ほど川上委員のほうから出ておりましたけれども、市としてきちんと管理した場合、そういった食の偽装云々が、そういったことは決して、市として関わった場合は許せないわけです。大打撃になりますね。市民の生活、消費に対する不信任感、そういったものを持つわけですから。民間になった場合にそこら辺の影響力、市の影響力というのは浸透するんですか。そこをお尋ねしたいと思います。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:09

再開 11:10

委員会を再開いたします。

経済部長

ただ今ご質問、ご指摘いただきました件につきまして、私のほうから再度ご答弁させていただきたいというふうに思います。ご指摘のございました卸売市場としての役割の中に、生産者からの製品を流通するわけでございますから、当然そこで価格の決定というものがなされます。これにつきましては卸売会社が、そこで取引をする仲買人さんたちとのせりで価格が決定するということはご承知のとおりでありまして、これに対して市が介入するということは一切できません。でありますから、これは当然、流通の原理の中で決定されるということでご理解いただきたいと思います。

片一方でご指摘の食の安全について、偽装問題等があるわけですが、そうした流通過程の中で食の安全が損なわれるということに関しては、県をはじめ、私ども開設権を有している市としても、当然、指導・監督をするということについては責任があるというふうに考えております。

原田委員

当然、市が流通の価格に対して、そういうことを言える立場にはないということは、十分に私もわかっております。今、部長がご答弁いただきました最後の部分ですね。きちんとした管理監督、これが結局は市民の台所を守るということでございますので、これはぜひお願いしたいと思います。

それから、「買受人組合や国、県、関係団体などと協議を行い、協議が整い次第」ということになっております。この協議内容、現段階では様々な協議が何回もなされていると思いますが、おおむねどういった方向に進んでいるのか、またどういったご意見があるのか。わかる範囲で結構ですが、お示しいただけますか。

農林課長

卸売会社、まず3社ございます。花、青果、魚につきましては、前向きに今後検討をさせていただきますという、わかりやすく申しますと、前向きに民間移譲に向けて検討をしていきま

ょうという回答を頂いております。それから、それぞれの会社の下に仲買人さんの組合がございます。花と魚と青果の組合さんがございます。花につきましてはおおむね問題ないという回答を頂いております。あと、魚さんと青果さんにつきましては、従来どおりの卸売会社さんが対応をとっていただくように望むという意見、例えば、わかりやすく申しますと、民間になった途端に使用料を値上げするとか、駐車場代を取るとか、組合さんの事務所、今は無償で貸されているものを使用料を取るとか。それを現状のままをお願いしたいという意見と、正直に申しますと、もう少し、時期的なものは「今」かというお話とか。あとは、卸売会社に十分、組合さんの意見を伝えていただいて、その回答をまた頂きたいというのが今の段階でございます。

原田委員

いろいろそこに調整する項目があるかもしれませんが、また「協議が整い次第」ということでございますので、今はまだ協議途中でございますからこれで終わりますけれども、しっかりと双方納得いくような形で協議を進めていただきたいと思います。終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

永露委員

今の原田委員の質問の中に出てきておりましたけど、これ全体的にですね、別にこの地方卸売市場に限らず全体的に文章の表現として、関係者等と協議が整い次第うんぬんするということと、もう一つ、関係者等と協議が整った場合うんぬんするという表現があるんですけども、まず、この整い次第というのと整った場合というのとですね、何か違いがあるんですか。あれば教えてください。私はないんだろうと思うんですけども、あえてこういうふうな表現をなされておるといことは何かがあるんだろうと思うんですけど、何かありますか。

行財政改革推進室主幹

中央卸売市場につきましては協議が整い次第という表現をさせていただいております。別に協議が整った場合という表現もあるかと思いますが、これにつきましては別に意図するものはございません。同じような意味で使わせていただいております。

永露委員

だったら別に統一すればよろしいんじゃないですか。私は何か違いがあるのかなというふうに思ったんですけど、どう考えても日本語的にも同じ言葉だろうと思っておたずねしたんですが。そこでおたずねいたしますが、協議が整い次第、例えば移譲するとか運営を委託するとかいう表現がありますけども、この協議が整い次第という言葉の意味は何なんですか。関係者と協議が整い次第どうこうするという決定をすると、市の方針を最終的に整い次第決定することだろうと思うんですけど、協議が整い次第とはどういうことですか。

行財政改革推進室主幹

この資料につきましては県の認可、開設権でございますが・・・

永露委員

最初申し上げましたように、ここの市場の問題についておたずねしておるわけではないんです。この全体的に我々が一次計画というものの資料の中に、そういう表現がところどころあるんですよ、あることはお認めになると思うんです。ですからこの協議が整い次第とか協議が整った場合どうこうするという表現になっておりますので、この協議が整い次第とか整った場合というのはどういうことですか。どういうものが条件整備がなされたときというふうにお考えになっておるのかをおたずねしております。

行財政改革推進室主幹

特に国とか県とか許可とか認可とか、そのものをですねそのものを受けなければいけないとか、特に施設によりましては今の現管理者にとかいう形の中で、ある程度特定、移譲先なり譲

渡先が特定されるものにつきましてはこのような表現をさせていただいております。

永露委員

少し具体的にお答え願いたいんですけども。例えば、あまり一般論で言うと訳の分からない話になりますんで、例えば今議論をされております卸売市場についてはこの文章によりますと、平成21年度までに卸売会社買受人組合や国、県、関係団体などと協議を行い、協議が整い次第民間移譲をするということですので、この文章からいきますと協議が整わなければ民間移譲をしないということですよ。答えてください。

農林課長

そのとおりでございます。協議が整わないと民間移譲できません。

永露委員

ですから、市場だけに限らず他のところでもそういう表現がなされております。だからもっと詳しく言えば、すべての関係者、すべてと協議が整う、言い換えれば、相手方の了解を得られなければ移譲や委託はしないということですね。そう私は理解するんですが、それでよろしいですか。

行財政改革推進室主幹

この「協議を行い」という相手先につきましては、それぞれの施設によりまして変わってくるかと思いますが、この協議をしながら、どうしても許可なり認可が、ひとつ言えば寄付を受けた施設もございます。例えば、穂波のB & Gとかいうのは寄付を受けたものでございますが、そういうものにつきましては当然相手方と協議をして、整い次第というかたちにはなってくるというふうに思っております。

永露委員

私がお尋ねしたのは、今課長言われましたことは分かるんですけど、その中の関係者、関係してるのがいくつかありますね、例えば移譲にしても委託にしても何かを今度の行革の中でやろうとすることに対しての関係者がございます。この表現からいきますと、その関係者全ての理解が得られなければやらないということになるんですよ。違いますか。言い換えればそうでしょう。協議が整い次第とか、協議が整うということはどうなんですか。関係者の理解が得られた時ということでしょう。了解が得られたということではないんですか。例えば、10の関係団体があって、そのうち1つでも了解が得られ得られなければ実行しないという表現に私はとれるんですが、そういう理解でよろしいんですか。それとも、大多数の関係者が理解が得られれば、それは強行的にでも実施をするというお気持ちなのか、そうなれば、この文書表現は変えなければならぬんですよ、いかがですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:24

再 開 11:33

委員会を再開いたします。

財務部長

実施計画の表現の中で「協議が整い次第実施する」という表現がございます。この場合、関係者全部の協議、同意がとれなければ実施しないかというようなことの質問者のご意見でございますが、これが100%同意がとれなければ実施しないかということになりますと、非常に実施が困難になるケースがございますので、出来るだけ関係団体、そういうところと協議を行いまして、一定の同意が得られれば実施をしていきたいというふうに考えております。強行に実施するというのではなくて、出来るだけ意見を聞きながら、協議をしながら取り組んでまいりたいと、そういう考えでおります。

永露委員

私もそのとおりだと思います。そうでなければ、行政は進みませんので、しかし最大限の了解が得られる努力は最後まで行くと、やると、しかしそれでも、どうしてもごく一部のみに了解が得られなくても、ただそうすることが大義的に見て、市のため、市民のために絶対になるんだというような大義のもとにあえて一部の反対でも押し切ってでもやらざるを得ないんだという答弁を課長が最初にされればいいですよ。だから私は別に、100%なければしてはならんとかいうことを言ってるんじゃないですよ。一般論として、こういう表現をすると、ここに協議が整わなければいけないんじゃないかなと、整わなければこれは実施しないと、出来ないとかいう表現、受け取り方もされかねますので、そういうことも出来ますので、そうではないんだということをはっきりとね、はっきりと今部長言われましたようなかたちで、どこかの協議の場でもおそらくそういうことがあるかも知れませんよ、一部のところから、ここにこういうふうに書かれているんじゃないかとね、とかいう事が言われても結局はそれが広い意味での市のため、市民のためになるのであれば、私どもはあえて実施をすることもあり得ますというくらいの強い姿勢でやるならば、強い姿勢をもって是非やっていただきたい。でも最大限最後まで努力はしてください。そのことはお願いをしておきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

原田委員

国語の授業は終わりましたので、次は庄内の交流館というのがございました。これは既に可決いたしております。この中で、現在どのような状況にあるかということでちょっと質問なり、今後の他の施設の意味合いを考えまして、質問させていただきたいと思いますが、現在この交流館というのが、公民館条例からはずれました。そのことでどういうことになったかと言いますと、中でいるようなお年寄りの方がサークル活動をされておったんですが、これは現在入ることが出来ない、つまり活動がストップされております。どういうことかと言いますと、その結果、公民館を使ってくださいということでですね、コミュニティバスで停まって、そこで集まられておったのが、約2キロくらいございますでしょうか、野球場とか体育館とかあるあの上の方まで歩いて行けということなんですよね。こういったことが、常識的に考えて出来るわけがないんですよ。生涯学習としては、もうちょっと弾力的な運営の方法がなかったのかなと思うわけです。例えば図書館の蔵書の一部の部屋を、図書館活動の一環として開放するとかですね、こういったことが今問題点としてあがってきておりますが、これに関してはどのようにお考えでしょうか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:38

再開 11:39

委員会を再開いたします。

原田委員

質問の方向をちょっと変えます。それでは、こういった、今後行財政改革に伴ってのこういった公共施設等のあり方に関する見直しがあつてはるわけですが、あくまでも条例にこだわっていくと、今後思わぬところで市民活動の妨げになる部分というのが出てくるかと思えます。そういったときに、弾力的運用というのを十分に踏まえていただきたいと思うんですが、この中にはそういった代替案みたいなものは、どれにもないようではありますが、こういったものも私は今後記載、あるいは述べられるべきではないかと思えますが、これについてはいかがでしょうか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:40

再開 11:42

委員会を再開いたします。

行財政改革推進室主幹

今のご意見につきましては、前回の委員会の八木山青年の家の関係で、八木山のまちづくりの関係で、同じようなご質問が、ご意見等を頂いておりました。出来る限り条例廃止、議案を提案する前に、その施設を今後どうするのかとか、代替的なものはどうするのかというものを検討すべきではないかというご意見等もございました。その際に、ケースバイケースで今後は検討させていただきたいというような答弁をさせていただいております。今のご意見等につきましても、実際には公有財産の有効利活用検討委員会の中で、生涯学習交流館も含めた中で検討は進めております。出来るだけ早く、その方向性を見出していきたいと考えております。その中で、今言われたご意見も参考にさせていただきながら、検討を進めていきたいというふうに考えております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

永露委員

今日、頂きました資料ですね、教育委員会にお尋ねをいたしますが、学校再編に関する検討委員会が今年、かなりの数で行われております。まずお尋ねいたしますが、私の記憶では今年の11月に第2次の計画策定が出されるというふうに理解しておりますが、まず、その理解でよろしいでしょうか。

行財政改革推進室主幹

第2次の実施計画につきましては、これまでの委員会、それから本会議の中でも、11月を目処に策定をしていきたいというふうに答弁をいたしております。それに向かって現在、検討、協議を教育委員会を中心として行っております。

永露委員

11月策定を目処にということですが、もう8月ですので、そういう目処とかではなくて、11月には第2次計画が出せますという、今はその時期ではないかと思うんですが、まだ第2次を「11月を目処に」という状況ですか。

行財政改革推進室主幹

11月を目処に協議を進めておりますが、慎重に検討を重ねておりますので、遅れているのが現状でございます。

永露委員

11月に出るということで私のほうでは理解をしておきますが、そこで教育委員会にお尋ねをいたしますが、学校再編等に関する検討委員会が、この資料によりましてかなりの数、行われております。それで、私は今回の検討の中で一番問題になると言いますが、一番難しいのが学校再編であるというふうに思っているんですね。この学校再編をするにあたっての協議を検討委員会で行っておりますけれども、11月に出来るであろう第2次の計画の中では、現状ではどこら辺まで突っ込んだ計画案が示されるのか、お尋ねいたします。

学校施設等再編整備対策室主幹

11月を目処にということですが、先ほど行革主幹も言いましたけど、鋭意努力しておりますが、若干遅れ気味になっていることをご理解願いたいと思います。具体的にどれくらいまで示せるのかといいましたら、今日の時点では何年度というのは言えませんが、何年度までにどこそこ小学校とどこそこ小学校を統合する、その後、何年度までにどこそこ中学校とどこそこ中学校を統合する、などの具体的な名称を挙げて検討していただくことを考えております。

永露委員

再度確認いたしますが、11月に出来るであろう第2次計画策定の中では、いわゆる再編の組み合わせを提示するということですね。小中学校合わせて再編の組み合わせを提示する、そして、その年度については例えば平成25年度を目途にとかいう表現ではあるけれども、その再編の内容については11月に具体的に提示をするということでの理解でよろしいでしょうか。

学校施設等再編整備対策室主幹

現在のところ、そのスケジュールで考えております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

川上委員

関連しておりますので、学校再編整備複合化・多機能化検討委員会の活動状況についてお尋ねしますけれども、もともと第2次実施計画で学校再編計画を上げるというのは、流動性を持たせておいたと思います。しかも、夏のタウンミーティングで市民の皆さんの意見をよく聞いて、市民本意の立場でいろいろ検討するということがあったと思うんですよ。現段階ではタウンミーティングは行う予定がないですね。タウンミーティング、いつの予定ですか。

企画調整部長

タウンミーティングの開催につきましては、7月から8月にかけて市内の12会場で行うような計画にいたしておりました。しかしながら7月24日の集中豪雨ということがありまして、既に2回は実施いたしておりますが、残りの10回につきましては時期を見計らった中で今年度一杯には必ず実施したいというふうに考えております。

川上委員

そうしますと、市長としてはタウンミーティングをずっと就任以来、重視してこられたわけだけども、学校再編という非常に重要なテーマが、タウンミーティングで市民が意見を言う機会を経ないまま第2次実施計画の中で出されようとしているわけです。このことについては市長、どう思われますか。

財務部長

学校再編のことですが、この件につきましても市民の皆さんの意見を聞いた中で案をまとめていきたいということですので、先ほど企画調整部長が申しましたように、今年度中、できるだけ早い時期にタウンミーティングを実施いたしまして、意見を集約してまいりたいと考えております。

川上委員

課長の答弁を財務部長が訂正したうえで、できるだけ早くということなんですね。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:51

再開 11:51

委員会を再開します。

川上委員

違う意味合いで答弁を聞こうとしておりましたので、企画調整部長のことを課長と呼んだわけではありません。それで、現状ではいずれにしてもタウンミーティングという場で学校再編問題については話が聞かれないまま、第2次実施計画が出されようとしているわけですね。これについて答弁がなかったんだけど、市長部局は、教育長はどう思われますか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:52

再開 11:53

委員会を再開いたします。

教育長

先ほど学校再編の主幹のほうから話がありましたように、11月一杯くらいを目処にということで、少し遅れておりますけれども鋭意検討を続けているところです。多くの方々の意見を聞くということについては非常に重要だというふうに思っておりますので、その機会も作りながら可能な限り第2次の実施計画に向けて方向性を出していきたいというふうに考えております。

川上委員

7月24日あたりに暗雲が垂れ込めて大雨が降ったりしてる時には、もう飯塚って住みにくいと思われた方もたくさんあるかもしれないけれども、今日みたいに、暑いけれども、緑に囲まれて、人情もあるし、こういう地域で子どもが育つというのは非常に大事なことだと思うんですよ。非常に良い環境だと思うんですね。そういったものは歴史的に育まれてきたものなんですよ。10年、20年、100年という流れで作ってきたわけじゃないですか。それが、住民に相談もなく、まあ、タウンミーティングだけで良いかという問題がありますよ。市長は「せめても」ということだったんでしょう。それが、経過の中でできなくなった。そういう状況は忘れて、教育長は、できるだけ多くの方の意見を聞きながらと言うけれども、最大、話としては聞くチャンスが失われた中で、強引に第2次実施計画にこれを盛り込んでいくというのはおかしいと思うんですね。もともと私は、この再編計画の基本については、文部科学省の標準学級数を超えて大規模化を図ろうとしている問題だとか、学校教育と社会教育、その他の機能を複合化、多機能化させて、より大きな施設をつくろうとしている問題だとか、教育と子どもを中心に据えた物の考え方、仕事の仕方をしてないんじゃないかという指摘をしてきましたけど、そういう世論が起こる前に一気に決めてしまおう、決まったからには仕方がないというような、従ってもらいたいなことじゃいけないと思うので、これについてはそのことを指摘しておきたいと思います。

次は最後のテーマにしたいと思います。あ、二つあるのか、最後から2番目のテーマでした。八木山高原コースホテル、八木山高原集会所についてなんです。これは端的に聞きますけれども、委託契約が9月30日までとなっておりますね。こういう状況の中で、今、どのような検討状況、あるいは地元との協議になっているのか、お尋ねします。

商工観光課長

今、委員が言われますように、見直しの方向性といたしましては平成21年度を期にできるだけ早い時期に廃止し民間譲渡となっておりますけれども、コースホテルの予約の関係もございましたので、委員が言われますように9月末日までの契約となっております。見直しにあたって考慮すべき事項の中にも、譲渡にあたっては八木山地区の恵まれた自然を活かした中で地域活性化に結びつくような利用目的を持った譲渡先を選定するという事になっておりますので、現在、地元の自治会と、それから八木山コースホテルの委託先であります九州地区コースホテルペアレント協議会と協議をさせていただいているところでございます。

川上委員

ということは、自治会の了解のもとで今の委託しているところに譲渡をしようということで話し合いをしているということですか。

商工観光課長

それも含めまして、自治会、それからペアレント協議会のほうとの協議を進めているところでございます。

川上委員

「それを含めまして」ということは、どういうことですか。私が聞いたとおりだということですか。

商工観光課長

先ほど言いましたように、譲渡するにあたって考慮すべき事項の中にもありますように、自治会の意見も聞きながら、また現在、ユースホステルのほうにつきましては企業や学校等の研修施設として活用されているところでもございますので、そういうことも踏まえて協議をしているという状況でございます。

川上委員

少し急ぎます。180ページの「見直しにあたって考慮すべき事項」という項目の中には、課長が答弁した内容のことは書いていないわけですね。課長の思い違いです。それで、答弁を聞いて少し重ねてお尋ねしたいのは、譲渡の相手先を現在の委託先ということだけで考えているのか、そのほかに学校法人だとか、ほかのところも念頭に置いているのかどうか、お尋ねします。

商工観光課長

譲渡先につきましては、必ずしも現在の委託先に限定しているわけではございませんで、現在の実施計画の趣旨を説明いたしまして、現在の委託しておりますペアレント協議会のほうの意向を聞いているだけでございまして、今後、9月30日までの契約でございますので、これを過ぎましたら廃止の手续と譲渡の手续のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

川上委員

土地はどうするつもりですか。

商工観光課長

土地も合わせまして、実施計画に載っておりますとおり、譲渡の方向で進めさせていただきたいと考えております。

川上委員

全国の自治体の中では、福祉・教育関係については、一般論で申しますけれども、こういう場合に無償貸与を続けるということはいくらでもあるんですよ。あなた方は麻生グループには無償貸与をやるようとしているでしょ。体力のある麻生グループには無償貸与をする、体力のないところには1千万円でも何百万円でも売りつけるというような発想なんですね。もともと民間譲渡する必要はない、するべきではないというふうに思うんだけど、ここには、何というか、教育の心だとか、そちらは教育じゃなくて観光ですか、たまたまお宅が観光だから観光なんだろうけど、基本的には社会教育の内容も持ってるわけですから。そういう発想じゃなくて、市が責任を持ち続けるということが必要だと重ねて指摘して、これについては終わります。

次に最後、217ページの飯塚オートレース場についてであります。これについては218ページにあります。見直しの方向については「ただし」とあって、「単年度収支が赤字となり、収支改善の見込みが立たないと判断したときには直ちに包括的民間委託を導入する」と。具体的内容のほうでは「直ちに」というのがなくなってございまして、「国・関係団体等と協議を行いながら導入する」ということになって、まあ、微妙な違いはあるんですけど、この間、ここのところについては質問してきたんですが、前年度決算が出て繰上充用額が決定いたしました。それで、「単年度収支が赤字となり」というふうになっているんですが、何年度から赤字になってますか。

事業管理課長

単年度の赤字につきましては、平成14・15・16年度に単年度赤字が発生してございまして、以後、17・18・19・20年度につきましては単年度収支が黒字ということになって

おります。

川上委員

3年連続赤字で繰上充用は6年続けているということでしょう。赤字状態を6年続けてきているんですね。生半可な額じゃないですね。それで、あなた方は「収支改善の見込みが立たないと判断したときは」と、これはどういった指標の時に判断するのかということ聞いてきました。既に収支改善の見込みが立たないという状況にはなっていると思うんですね、私は。あなた方は場外車券売り場で起死回生を図ろうということのようなんだけど、その努力と同時に包括的民間委託の導入についても検討していると思うんです。その検討状況をお尋ねします。

事業管理課長

先の経済建設委員会でも申し上げましたけれども、現在におきましては包括的民間委託の協議は行っておりません。飯塚市単独でのオートレース場の運営ということで鋭意努力しているところでございます。

川上委員

包括的民間委託をした場合、現在、市には小型自動車競走場財産管理規則というのがありますけれども、これはどういうことになりますか。

公営競技事業部長

今の質問でございますが、今の規則はそのまま市の分になると思います。

川上委員

包括的民間委託のもとでも、この管理規則はそのままということですね。これについては、先だって報道がありました。あなた方は政党、政治団体にオートレース場の駐車場を決定したんですね。かなり重大な問題なんですね。経過を少し聞かせてください。

事業管理課長

7月29日に申請書を受理したわけでございますけれども、日にちは確かに記憶にございませんけど、その数日前に麻生事務所の方がお見えになりまして、演説会を予定しているということで、お貸しできないかという相談がございまして、私も過去、いろんなこういう他の条例の中で、そういった、断片的に、政党または政治団体に対する貸し付けはできないという項目を見たという記憶がなかったものでございますので、他の施設につきましても県政報告会とかあったという記憶がございましたものですから、私もうっかりして使用できるものということで、できますよというお答えをした次第でございます。

川上委員

情報公開で借り受け申請書、その政治団体から出されたものと、それにあなた方が決裁していったハンコが並んだものがあるんですよ、ここにね。その団体のほうから持参されたんですか、この申請書は。

事業管理課長

相談に来られた時にお渡しいたしまして、29日に持参されて申請書の受理をした次第でございます。

川上委員

29日にお見えになって、その場で申請をされたんですね。そうすると、申請書はあなた方が書いたわけですか。

事業管理課長

私どもが手書きしたわけではございません。あくまでも申請者が申請をされたということでございます。

川上委員

支部長代行の方が署名されてるんだけど、その筆跡と申請書の筆跡は違うんですね。複数でお見えになりましたか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:10

再 開 12:11

委員会を再開いたします。再度、質問していただけますか。

川上委員

これはかなり重要なところです。包括的民間委託をしていくと、市と、その民間委託を受けた第三者、業者、それとその周りの第三者との間でどういったことが起きていくかということを考えていかないといけない。市がこここのところで、公がきちんと責任を負う、終始。これが切れた場合は、公営ギャンブルというふうにならないという側面が出て来やしないかという心配をしてるわけです。この時には、事業管理課長が「うっかりでした」というようなことは通用しないわけです。そこで、うっかりであったかどうかというのを、ここで明らかにまだできないと思うんだけど、少なくとも、この申請書は誰が出したかと。サインはご本人でしょう。しかし筆跡の違う部分があるわけです。これは誰が書いたのかということをお聞きしたい。

事業管理課長

この申請書の内容の記載をどなたがされたかということにつきましては、私たちは存じてはおりません。

川上委員

じゃあ、この事務所の代表の方は何人でお見えになったんですか。

事業管理課長

一人でお見えになりました。

川上委員

いいですか、この政治団体の代表の方が一人でお見えになった。その場で申請行為をした。自分の名前はここに書いてある、ハンコも押してある。これと全く違う筆跡が、申請いたしましたという文章の中に書いてあるんですよ。この方が書いたわけじゃないですよ。その場で出したんですよ。そうすると、この代表の方以外がここに書いてるわけですよ。「8月6日13時から8月6日19時、自由民主党決起大会開催のため」と、この代表の方以外が書いているわけです。誰が書いたのか、あなた方、わかりませんか。

事業管理課長

冒頭にご回答させていただきましたけれども、この申請書につきましては29日以前、数日前でございますけれども、事務所の方にお渡しをしております、事務所で書かれて申請に至ったということでございます。

川上委員

この続きについては、また機会がある時に質問したいと思しますので、今日はこれで終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

おはかりいたします。公共施設等のあり方については継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、公共施設等のあり方については継続審査とすることに決定いたしました。

これもちまして、公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。